

千葉県報

定例
令和6年10月11日

主要目次

告示

- 県営土地改良事業計画の決定（二件）
- 平成二十一年千葉県告示第百八十号を廃止する告示
- 港湾法三十七条の十一第一項の規定による区域及び物件の指定
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
- 公告
- 令和六年度クリーニング師試験の実施
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（三件）
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧
- 宅地建物取引業法に基づく処分（二件）
- 特定調達公告
- 落札者等の公告（三件）

告示

示

千葉県告示第四百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、茂原市の一部を受益地域とする県営下永吉地区土地改良事業（ため池）計画を決定した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、その決定があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であるとしても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和六年十月十一日

縦覧に供する書類の名称

千葉県知事 熊谷 俊人

県営下永吉地区土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

令和六年十月十五日から十一月十二日まで

縦覧場所

茂原市役所

千葉県告示第四百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、山武市の一部を受益地域とする県営八田地区土地改良事業（区画整理）計画を決定した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、その決定があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であるとしても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和六年十月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

縦覧に供する書類の名称

県営八田地区土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

令和六年十月十五日から十一月十二日まで

縦覧場所

山武市役所

千葉県告示第四百八十八号

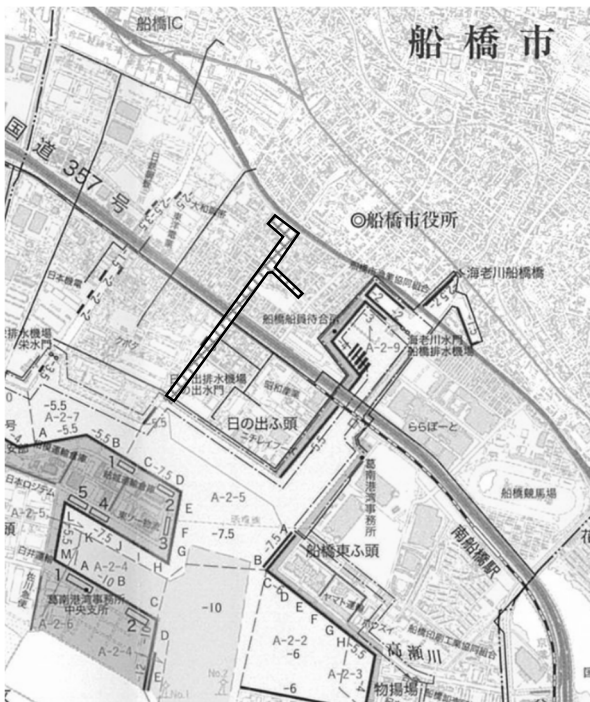
平成二十一年千葉県告示第百八十号（港湾法第三十七条の三第一項の規定による区域及び物件の指定）は、廃止する。

なお、この告示は、令和六年十月二十一日から効力を生ずる。

令和六年十月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百八十九号

第 1 3 9 8 1 号		千	葉	県	報	令和 6 年 10 月 11 日（金曜日）	
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、千葉港湾区域のうち、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認める区域及び同区域内においてみだりに捨て、又は放置してはならない物件を次のとおり指定した。 なお、この告示は、令和六年十月二十一日から適用する。 令和六年十月十一日 千葉県知事 熊谷 俊 人 一 指定する区域及び区域図 1 区域 船橋市湊町二丁目二、七二〇番三八〇地先の山谷水門を起点とし、同所から海岸護岸に沿って南へ進み日の出水門に至り、同所から日の出水門北端に沿って西へ進み同市栄町二丁目四番地先の海岸護岸との交点に至り、同所から海岸護岸に沿って北へ進み山谷水門に至り、同所から山谷水門南端に沿って東へ進み起点に至る線で囲まれた区域 2 区域図 							
「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 四 J H f 三六三」を加工し作成 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」 二 指定する物件 船舶並びに船舶を係留するための施設及びその附属物 千葉県告示第四百九十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。							令和六年十月十一日 一 施行者の名称 千葉市 二 都市計画事業の種類及び名称 千葉都市計画下水道事業千葉市第二号公共下水道 三 事業施行期間 昭和四十四年十二月二十五日から令和七年三月三十一日まで 四 事業地 事業地の部分 変更なし 使用の部分 昭和四十二年建設省告示第二千五百六十九号、昭和四十四年千葉県告示第八百八十四号、昭和四十七年千葉県告示第九十一号、昭和五十一年千葉県告示第二百八十号、昭和五十六年千葉県告示第二百四十三号、昭和五十八年千葉県告示第五十九号、昭和五十九年千葉県告示第三百五十九号、昭和六十二年千葉県告示第六百六十号、平成元年千葉県告示第四百三十号、平成三年千葉県告示第三百九十三号、平成五年千葉県告示第三百五十一号、平成七年千葉県告示第七百七十四号、平成十年千葉県告示第一百十六号、平成十三年千葉県告示第八百六十八号、平成十五年千葉県告示第一百十九号、平成十六年千葉県告示第六百七十二号、平成十七年千葉県告示第八百九十三号、平成十八年千葉県告示第八百九十四号、平成二十三年千葉県告示第二百六十三号、平成二十五年千葉県告示第二百四十号、平成二十七年千葉県告示第七百二十一号、平成三十年千葉県告示第七百七十七号、令和三年千葉県告示第五百五十二号及び令和六年千葉県告示第二百四十五号の事業地のうち次に掲げる地内において事業地を変更する。 千葉市稲毛区園生町、長沼町及び宮野木町地内
公 告 令和六年度クリーニング師試験の実施 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、令和六年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。 令和六年十月十一日 一 試験期日 令和七年一月十四日（火曜日） 二 試験場所 千葉市美浜区中瀬二丁目一番 日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メツ							千葉県知事 熊谷 俊 人

セ）国際会議場	
三	受験願書の受付期間等
受験願書の受付期間は令和六年十一月十三日（水曜日）から十五日（金曜日）までとし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。	
四	受験願書の提出先
県内各保健所（健康福祉センター）（千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。）又は千葉県健康福祉部衛生指導課（千葉市中央区市場町一番一号）に提出すること。	
五	その他
1	受験願書は、提出先に持参すること。
2	この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部衛生指導課（電話〇四三（二二三）二六二七）に問い合わせること。
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十月十一日から令和七年二月十二日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十一日から令和七年二月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十一日	
千葉県知事 熊谷 俊人	
一	届出の概要
1	大規模小売店舗の名称及び所在地
習志野四丁目商業施設	
2	船橋市習志野四丁目二、〇一九番地一ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名等	
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博	
東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号	
3	変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二ほか	
栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号ほか	
4	変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二ほか	
栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号ほか	
5	変更年月日
令和二年六月一日	
二	届出年月日
令和六年三月二十一日	
三	縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課	
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	
その届出は、令和六年十月十一日から令和七年二月十二日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十一日から令和七年二月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十一日	
千葉県知事 熊谷 俊人	
一	届出の概要
1	大規模小売店舗の名称及び所在地
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社貸店舗柏の葉複合施設店舗	
柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地地区画整理事業一八二街区三画地ほか	
2	大規模小売店舗を設置する者の氏名等
第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦	
東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	
3	変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社三和 代表取締役 石原健ほか	
4	変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社三和 代表取締役 石原健ほか	
5	変更年月日
令和五年三月一日	
二	届出年月日
令和六年一月二十四日	
三	縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課	
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	

第 1 3 9 8 1 号			千 葉 県 報	令和 6 年 10 月 11 日（金曜日）	
その届出は、令和六年十月十一日から令和七年二月十二日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十一日から令和七年二月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十一日			一 届出の概要	千葉県知事	熊 谷 俊 人
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスモール新鎌ヶ谷			一 届出の概要	千葉県知事	熊 谷 俊 人
2 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目一二番地一 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也			2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也	千葉県知事	熊 谷 俊 人
3 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社大地 代表取締役 水戸部伸一ほか			3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社大地 代表取締役 水戸部伸一ほか	千葉県知事	熊 谷 俊 人
4 東京都大田区東海三丁目七番五号ほか 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社大地 代表取締役 水戸部伸一ほか			4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社大地 代表取締役 水戸部伸一ほか	千葉県知事	熊 谷 俊 人
5 東京都大田区東海三丁目七番五号ほか 変更年月日 令和五年十月七日ほか			5 変更年月日 令和五年十月七日ほか	千葉県知事	熊 谷 俊 人
二 届出年月日 令和六年一月二十四日			二 届出年月日 令和六年一月二十四日	千葉県知事	熊 谷 俊 人
三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課			三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課	千葉県知事	熊 谷 俊 人
土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法 第八条第一項の規定により、戸田中央土地改良区の戸田中央地区における土地改良事業 （農業用排水施設の管理）計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を 次のとおり縦覧に供する。			土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法 第八条第一項の規定により、戸田中央土地改良区の戸田中央地区における土地改良事業 （農業用排水施設の管理）計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を 次のとおり縦覧に供する。	千葉県知事	熊 谷 俊 人
令和六年十月十一日			令和六年十月十一日	千葉県知事	熊 谷 俊 人
一 縦覧に供する書類の名称			一 縦覧に供する書類の名称	千葉県知事	熊 谷 俊 人
1 戸田中央土地改良区土地改良事業変更計画書の写し			1 戸田中央土地改良区土地改良事業変更計画書の写し	千葉県知事	熊 谷 俊 人
2 戸田中央土地改良区定款の写し			2 戸田中央土地改良区定款の写し	千葉県知事	熊 谷 俊 人
二 縦覧期間 令和六年十月二十一日から十一月十八日まで			二 縦覧期間 令和六年十月二十一日から十一月十八日まで	千葉県知事	熊 谷 俊 人
三 縦覧場所 市原市役所			三 縦覧場所 市原市役所	千葉県知事	熊 谷 俊 人
宅地建物取引業法に基づく処分 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、 次のとおり処分した。			宅地建物取引業法に基づく処分 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、 次のとおり処分した。	千葉県知事	熊 谷 俊 人
令和六年十月十一日			令和六年十月十一日	千葉県知事	熊 谷 俊 人
宅地建物取引業法第六十六条第一項第一号該当 一 商号 株式会社匠住販			宅地建物取引業法第六十六条第一項第一号該当 一 商号 株式会社匠住販	千葉県知事	熊 谷 俊 人
二 事務所の所在地 市川市東菅野二丁目一九番一〇号			二 事務所の所在地 市川市東菅野二丁目一九番一〇号	千葉県知事	熊 谷 俊 人
三 代表者の氏名 中村浩幸			三 代表者の氏名 中村浩幸	千葉県知事	熊 谷 俊 人
四 免許番号 千葉県知事（一）第一八〇五九号			四 免許番号 千葉県知事（一）第一八〇五九号	千葉県知事	熊 谷 俊 人
五 免許年月日 令和三年十二月七日			五 免許年月日 令和三年十二月七日	千葉県知事	熊 谷 俊 人
六 処分の内容 令和六年九月十日付けで免許取消し			六 処分の内容 令和六年九月十日付けで免許取消し	千葉県知事	熊 谷 俊 人
特 定 調 達 公 告			特 定 調 達 公 告	千葉県知事	熊 谷 俊 人
【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 落札者等の公称 次のとおり落札者等について公告する。			【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 落札者等の公称 次のとおり落札者等について公告する。	千葉県知事	熊 谷 俊 人

令和6年10月11日 千葉県知事 熊谷俊人 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①印旛沼における外来水生植物の駆除業務 一式 ②千葉県環境生活部水質保全課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和6年8月27日 ④いであ株式会社千葉営業所 千葉市中央区本町二丁目1番16号 ⑤68,200,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年7月12日	別支援学校 千葉市緑区菅田町一丁目45番1 ③令和6年7月31日 ④株式会社面総山武市松尾町八田166番地 ⑤51,590,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年5月17日
落札者等の公告 次のおり落札者等について公告する。 令和6年10月11日 千葉県教育委員会教育長 富塚昌子 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①人事評価システム開発及び運用・保守業務委託 一式 ②千葉県教育庁教育振興部教職員課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和6年8月28日 ④株式会社ビジネスネットコーポレーション 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 ⑤192,390,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年7月9日	
落札者等の公告 次のおり落札者等について公告する。 令和6年10月11日 千葉県立袖ヶ浦特別支援学校長 伊藤康弘 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県立袖ヶ浦特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②千葉県立袖ヶ浦特	

購読料
本号
一部
一八円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八